

○国立大学法人筑波技術大学保健科学部履修細則

平成 17 年 10 月 19 日
細 則 第 1 0 号

最終改正 平成27年11月25日細則第7号

国立大学法人筑波技術大学保健科学部履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）及び国立大学法人筑波技術大学履修規程（平成17年規程第76号。以下「履修規程」という。）に規定するもののほか、保健科学部の履修要件について必要な事項を定めるものとする。

(保健学科鍼灸学専攻における履修要件)

第2条 保健学科鍼灸学専攻における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2年次に進級するためには、履修規程に定める別表第1(3)の1年次に履修が指定されている専門教育系科目の必修科目のすべての単位を修得していなければならない。
- (2) 3年次に進級するためには、履修規程に定める別表第1(3)の1年次及び2年次に履修が指定されている専門教育系科目の必修科目のすべての単位を修得していなければならない。
- (3) 4年次に進級するためには、履修規程に定める別表第1(3)の1年次、2年次及び3年次に履修が指定されている専門教育系科目の必修科目のすべての単位を修得していなければならない。

(保健学科理学療法学専攻における履修要件)

第3条 保健学科理学療法学専攻における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2年次に進級するためには、履修規程に定める別表第1(4)の専門教育系科目の中から、1年次に履修が指定されている必修科目のすべての単位を修得していなければならない。
- (2) 3年次に進級するためには、履修規程に定める別表第1(4)の専門教育系科目の中から、1年次及び2年次に履修が指定されている必修科目のすべての単位を修得していなければならない。
- (3) 4年次に進級するためには、履修規程に定める別表第1(4)の専門教育系科目の中から、1年次、2年次及び3年次に履修が指定されている必修科目のすべての単位を修得していなければならない。

(情報システム学科における履修要件)

第4条 情報システム学科における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 履修規程に定める別表第1(5)の各年次に履修が指定されている教養教育系科目の必修科目のすべての単位を修得していない場合は、次の年度以降の履修に際して、教育的指導や履修制限を加えることがある。
- (2) 履修規程に定める別表第1(5)の授業科目を90単位以上修得していない場合は、原則

として「総合情報システム特別研究」の履修を認めない。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、学則第30条第2項及び第31条に規定する特別研究の単位数及び評価方法、学則第35条第4項に規定する早期卒業要件に関する事、その他学部における授業科目の履修に関し必要な事項は、学部教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この細則による改正後の国立大学法人筑波技術大学保健科学部履修細則（以下「新細則」という。）第2条、第3条並びに別表第1から第3の（1）及び（2）の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、学科・専攻が必要と認めた場合は、新細則別表に定める授業科目を平成21年度以前に入学し現に在学している学生に履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修は、別の定めるところにより、改正前の国立大学法人筑波技術大学保健科学部履修細則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。